

活かしてナンボの会計

消費増税最終点検

■ 税理士法人 袖野会計

- ・代表社員 公認会計士・税理士 袖野守康
- ・社員 公認会計士・税理士 北爪功一

税理士法人袖野会計は、中堅・中小企業の税務会計業務のほか、経営改善、組織再編、事業承継、資金調達、会計システム導入、企業価値評価、事業再生などの支援業務を多数手掛ける。税務会計の処理代行だけでなく、企業に求められる財務戦略や経営企画の立案及び実行支援も行っている。株式会社の社外取締役・監査役、公益法人の監事等にも在任。(〒320-0806 宇都宮市中央1丁目9番11号 大銀杏ビル2階 TEL.028-651-3460 (代表) FAX.028-651-3461 URL: <http://www.sdnpcpa.or.jp> E-mail: soumu@sdnpcpa.or.jp)



1. 10月より消費増税

来月1日より、いよいよ消費税が原則10%に引き上げられ、30年前の消費税導入以来最大となる改正が行われる。今回は、軽減税率の採用に伴う複数税率の導入、インボイス制度の導入、及び、消費税増税に伴う需要平準化対策として、キャッシュレス・消費税還元事業の実施等、税率変更による増税だけではない複雑な対応を事業者は、求められる。

今年5月から6月にかけて実施された全国の商工会議所による中小企業約3300社を対象とした「中小企業における消費税の価格転嫁等に関する実態調査」結果(以下、「調査結果」とする。)では、売上高が5千万円以下の事業者のうち、約4割が軽減税率に対応したレジの導入について、未着手としており、複数税率への対応には不可欠のレジの導入でさえ順調に進んでいない実態が明らかとなった。今回の消費税改正についての中小事業者の準備不足による混乱が生じるのではないかと懸念されている。

消費税は付加価値税であり、かつ、間接税でもある。消費税額を転嫁した事業者は、法律に則って経理処理していれば、公益法人等を除いて、その負担をすることはない。言い換えれば、売先から消費税額をきちり預かれば、その預かった税額を納付するだけなので、自らが負担者となることはなく、売先に代わって納税しているにすぎないこととなる仕組みとなっている。今回の消費税改正により、無用の負担を被ることがないよう準備を進める必要がある。

2. 消費増税点検項目

今回の消費税改正について必要となる点検項目は以下のとおりであり、商工会議所の調査結果も紹介しつつ解説することとする。

- ① 増税分を転嫁するための消費税率10%に対応した価格設定
価格設定すなわち値決めは経営において最重要の決定であり、消費税率の上昇分を売先に転嫁することが最大のポイントである。調査結果では、対事業者取引事業者(以下、「B to B事業者」とする。)は、その約8割が転嫁可能と回答しているものの、対消費者取引事業者(以下、「B to C事業者」とする。)は、売上が1千万円以下の小規模事業者で約6割にとどまっており、小規模事業者の転嫁が難しい傾向がうかがえる。
- ② 軽減税率導入に伴う複数税率への対応
今回初めて導入される複数税率に対応するためには、軽減税率対象商品のリストアップ、請求書・領収書等の税率別区分記載への変更及び複数税率に対応したレジへの変更が必要である。調査結果では、これら三つの対応必要作業について、未着手との回答が2割を超えており、前述の通り、B to C事業者におけるレジの複数税率への対応については、約4割の事業者が未着手と回答している。
- ③ 複数税率導入に伴う価格の表示方法
B to B事業者は、消費税について外税表示での取引が一般的であり消費税価格転嫁特別措置法も整備されているので、今回の改正での影響はないものと予想される。コンビニエンスストアのように店内飲食が持ち帰りか明確に区分できないB to C事業者では、表示方法への対応について様々な方法が検討されており、改正後の現場での混乱が予想されている。
- ④ 経理事務方法の再構築
調査結果では、売上高1億円超の事業者でも、経理事務を一人で従事しているとの回答が3割強を占めるものの、経理事務のIT化が進んでおり、市販のソフトの消費税の複数税率へのバージョンアップ、及び、関与税理士の指導により、今回の改正に対応する会計処理は可能としている。一方で、税理士が関与していない売上高1千万円以下の事業者は、約3割あり、小規模事業者の対応への懸念が示されている。
- ⑤ 税額控除要件の厳格化に伴う取引条件及び取引業者の見直し
昨年本コラムでも取り上げた取引業者の見直しについて、調査結果では、課税事業者のうち、「免税事業者との取引を一切又は一部行わない」、「経過措置の間は取引を行う予定」と回答した割合は、約2割としており、仕入税額控除ができない取引の見直しが始まっている。
- ⑥ 消費税ポイント還元制度への対応
B to C事業者は、来年6月まで最大で5%のポイントが国から還元されるので、価格競争の観点から、経済産業省に加盟店登録し、消費税ポイント還元事業に参加すべきか検討する必要がある。